

統計法施行令の一部を改正する政令の概要について

1. 概要

工業統計及び商業統計を経済構造統計に統合すること並びに経済構造統計、全国家計構造統計及び個人企業経済統計の調査方法等を変更することに伴い、統計法施行令（平成20年政令第334号。以下「令」という。）について、必要な規定の整備を行うものである。

2. 主な改正内容

（1）経済構造統計に係る改正

- 経済センサス－基礎調査の調査方法等の変更に伴い、令別表第一の一の項中
 - ・ 調査の実施及び当該調査結果に基づく調査票の作成に関する事務を都道府県知事が行う事務に加え、（第3欄第5号）
 - ・ 都道府県知事が市町村長に対し送付する調査票の範囲を改め、（第3欄第6号）
 - ・ 都道府県知事が必要な事項を記入する調査票の範囲を改める。（第3欄第8号）
- 工業統計を経済構造統計に統合することに伴い、令別表第一の十一の項を削る。
- 商業統計を経済構造統計に統合することに伴い、令別表第一の十二の項を削る。

（2）全国家計構造統計に係る改正

令別表第一の五の項中、全国家計構造調査の調査方法等の変更に伴い、家計調査の対象世帯への調査に係る事務を都道府県知事が行う事務とすることに伴う所要の改正を行う。（第3欄第2号及び第5号並びに第4欄第1号）

（3）個人企業経済統計に係る改正

個人企業経済統計調査の調査方法の変更により都道府県知事が行う事務がなくなることに伴い、令別表第二の四の項を削る。

※ その他所要の規定の整備を行う。

3. 今後の予定

閣議日：令和元年5月21日

施行日：公布の日（ただし、（3）の改正規定は、令和元年8月1日）